

**「近未来技術実証特区」に関連する
IT総合戦略本部の取組について
(遠隔医療、遠隔教育、自動走行関連)**

平成27年1月

内閣官房

情報通信技術(IT)総合戦略室

目次

- 1. 世界最先端IT国家創造宣言改定版(平成26年6月閣議決定)
- 2. 創造宣言における近未来技術(IT関連)に係る記述とこれまでの取組
- 3. 地方創生総合戦略におけるIT利活用の位置づけ
- 4. 今後の取り組み(本検討会との連携)

1. 世界最先端 I T 国家創造宣言【閣議決定】

〔平成25年6月14日策定〕
〔平成26年6月24日改定〕

I. 基本理念

1. 閉塞を打破し、再生する日本へ

- 景気長期低迷・経済成長率の鈍化による国際的地位の後退
- 少子高齢化、社会保障給付費増大、大規模災害対策等、課題先進国
- 「成長戦略」の柱として、ITを成長エンジンとして活用し、日本の閉塞の打破、持続的な成長と発展

2. 世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて

- 過去の反省を踏まえ、IT総合戦略本部、政府CIOにより、省庁の縦割りを打破、政府全体を横串で通し、IT施策の前進、政策課題への取組
- IT利活用の裾野拡大に向けた組織の壁・制度、ルールの打破、成功モデルの実証・提示・国際展開
- 5年程度の期間（2020年）での実現 ○ 工程表に基づきPDCAサイクルを確実に推進

II. 目指すべき社会・姿、III. 目指すべき社会・姿を実現するための取り組み

世界最高水準のIT利活用社会の実現と成果の国際展開を目標とし、以下の3項目を柱として取り組む。

1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

- 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進、ビッグデータの利活用推進（パーソナルデータの流通・促進等）
- 農業・周辺産業の高度化・知識産業化 ○ 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等
- 地域（離島を含む。）の活性化 ○ 次世代放送通信サービスの実現による映像産業分野の新事業の創出
- 東京オリンピック等の機会を捉えた最先端のIT利活用による「おもてなし」の発信

2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

- 健康長寿社会の実現 ○ 世界一安全で災害に強い社会の実現
- 効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現 ○ 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現
- 雇用形態の多様化とワークライフバランスの実現

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

- 利便性の高い電子行政サービスの提供 ○ 国・地方を通じた行政情報システムの改革 ○ 政府におけるITガバナンスの強化

IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

1. 人材育成・教育

- ITの利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備 ○日本のIT社会をリードし世界にも通用するIT人材の創出

2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保

- 低廉かつ高速のブロードバンド環境 ○強靱かつリダンダンシー（冗長的）なITインフラ環境

3. サイバーセキュリティ

- 「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、具体的な施策を推進。「サイバーセキュリティ立国」を実現

4. 研究開発の推進・研究開発成果との連携

- 総合科学技術イノベーション会議等とも連携を図りつつ、研究開発を推進、研究開発成果の国際標準に向けた取り組みを推進

V. 本戦略の推進体制・推進方策

1. 本戦略のPDCAサイクル等の推進管理体制

- 政府CIOの司令塔機能の発揮
（府省横断的な推進計画の作成、経費の見積りの方針の作成、施策の実施に関する指針の作成、施策の評価）
- IT総合戦略本部における推進管理体制
（IT総合戦略本部の下に政府CIOを中心とした専門調査会を設置。重点分野については、専門調査会の下に分科会を設置。）

2. 目標・進捗管理における評価指標

- 可能な限り、定量的なKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を設定し、推進管理

3. 規制改革と環境整備

- 規制改革会議と連携し取り組みを推進。併せてIT利活用を推進するための法的措置の検討。
- 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、法改正の内容のとりまとめ、関連法案の提出
- 「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」に基づく制度の見直し。ITコミュニケーション導入指針（仮称）の策定

4. 成功モデルの実証・展開

- IT総合戦略本部において、課題や地域を特定し、各省の政策資源を集中的に投入し、国家プロジェクトとして推進し、成功モデルの実証・提示、国際展開

5. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

2. 創造宣言における近未来技術に係る記述とこれまでの取組①

■ 遠隔医療

<創造宣言上の書きぶり>

Ⅲ. 2. (1) 適切な地域医療・介護の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現(P.13)

「医療・介護・健康情報を、医療機関の他、**遠隔医療**、在宅医療・介護及び生活支援サービスを担う主体を含む多様な主体が共有・連携する仕組みを構築し、効果的・効率的な医療・介護等を提供する体制を整備する。」

<これまでの取組>

- 遠隔医療に係る関係府省の取組の推進(遠隔医療研修、事例集の作成など)
- 遠隔医療に係る規制改革会議の取組(規制改革実施計画等)のフォロー。

■ 遠隔教育

<創造宣言上の書きぶり>

Ⅳ. 1.(1) ITの利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備 (P.25)

「**遠隔教育**等ITの利活用により、離島を含め国内外のあらゆる場所で、全ての国民が地理的・時間的制約を受けことなく自由に学べる環境を整備する。」

<これまでの取組>

- 遠隔教育に係る関係府省の取組の推進(調査・課題検証、大学等での遠隔教育の環境整備など)
- 「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」(平成25年12月IT総合戦略本部決定)において、高等学校における遠隔授業の正規授業化を提言。⇒文科省が報告書を発表(昨年12月)。

■ 自動運転

<創造宣言上の書きぶり>

Ⅲ. 2.(4) 世界で最も安全な環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現(P.18)

「府省横断的なロードマップである「官民ITS構想・ロードマップ」を踏まえ、推進体制を構築し、高度運転支援技術・**自動走行システム**の開発・実用化等を推進する。

<これまでの取組>

- 自動走行システムの戦略を含む「官民ITS構想・ロードマップ」(平成26年6月IT総合戦略本部決定)を策定。
- 総合科学技術イノベーション会議との密接な連携。SIP自動走行システムを中心に開発等を推進。

2. 創造宣言における近未来技術に係る記述とこれまでの取組②

■ 遠隔医療（参考資料）

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）のフォローアップの結果について （第35回規制改革会議：平成26年6月資料より抜粋）

規制改革実施計画の進捗状況（重点的フォローアップ事項以外） ③医療のICT化の推進						
規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）における実施内容				実施状況（平成26年3月31日時点）		今後の予定
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況 これまでの実施内容	
2	遠隔医療の推進①	対面診療と組み合わせた遠隔診療において、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られたものから、特定疾患治療管理料、在宅療養指導管理料等について診療報酬の算定を認めることを中央社会保険医療協議会において検討する。また、遠隔診療を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合を明確化する。	平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	措置済 平成25年12月11日の中央社会保険医療協議会総会において、対面診療と組み合わせた遠隔診療における特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定について検討を行ったところ、対面診療と組み合わせた遠隔診療の実施施設は増えているものの、現在、調査研究を行っている段階であり、特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定を認めることについては、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応することとした。また、「いわゆる「遠隔診療」を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合について」（平成25年5月13日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、遠隔診療を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合を明確化した。	対面診療と組み合わせた遠隔診療における特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応を検討する。
3	遠隔医療の推進②	心臓ペースメーカー指導管理料（遠隔モニタリングによる場合）については、4ヶ月に1度に限り対面診療を行った際に算定することとされているところ、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られていることを確認した上で、対面診療を行うべき間隔を延長すること、併せて、一定期間ごとに分割しての算定を可能とすること等を中央社会保険医療協議会において検討する。	平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	措置済 平成25年12月11日の中央社会保険医療協議会総会において、遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料の対面診療の頻度、非来院時の指導管理の評価について検討を行ったところ、ペースメーカーの添付文書に数か月毎のフォローアップ（電池の消耗、合併症発現の有無等の確認）が必要であると記載されており、対面診療の間隔の延長については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応することとした。また、非来院時の指導管理の評価については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305第3号）において、遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料は、非来院時の指導管理の評価も含めて点数が設定されていることを明確化した。	遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料の対面診療の間隔の延長については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応を検討する。

2. 創造宣言における近未来技術に係る記述とこれまでの取組③

■ 遠隔教育（参考資料）

I T利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（抜粋）
（平成25年12月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

文部科学省は、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて、教育課程の特例措置や関係する事業の成果を活用し、総合的かつ網羅的に実践事例の収集・検証を行うとともに、I Tを活用した遠隔教育の有効性や課題及びその対応策について検討を行うための有識者会議を平成26年度早期に立ち上げる。有識者会議においては、平成26年度末までの実践事例の実施状況を踏まえつつ、平成27年度早期に検討状況の中間的な整理を行うとともに、その後のスケジュールについて明確化する。



- 文部科学省は、平成26年7月に、「高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議」を設置
- 同会議は、平成26年12月に最終報告書を取りまとめ。同報告書では、同時双方型（双方向・同期・別空間）の遠隔教育について、一定の要件の下で、正規の授業として認める方向を提言。
- 文部科学省は、年度内に必要な制度改革を行うとともに、平成27年度予算で、実証試験を行う予定。

2. 創造宣言における近未来技術に係る記述とこれまでの取組④

■ 自動運転（参考資料）官民ITS構想・ロードマップ〈概要〉

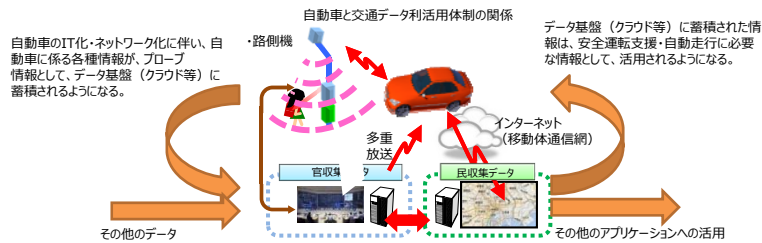
～世界一安全で円滑な道路交通社会構築に向けた自動走行システムと交通データ利活用に係る戦略～
本構想・ロードマップは、「世界最先端IT国家創造宣言工程表」（2013年6月）の「10～20年程度の目標を設定した官民ITS構想・ロードマップを検討し、策定する」との記載を踏まえ、策定。

- **世界一のITS（高度道路交通システム）を構築**するための目標を策定。
 - ✓ 交通事故削減、交通渋滞緩和、高齢者等の移動支援等の観点から、**世界一を目標として設定する方針**を明確化
 - ✓ 世界一の観点から、海外動向を踏まえて、各レベルの自動走行システムの**市場化期待時期を設定**（完全自動走行を含む）
- 目標達成に向けた**民間及び関係省庁の一体的取組**による戦略方針とロードマップを策定
 - ✓ 併せて、総合科学技術・イノベーション会議 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)との連携による、研究開発戦略とIT戦略の省庁一体的連携

■ 問題認識と官民ITS構想（目標）

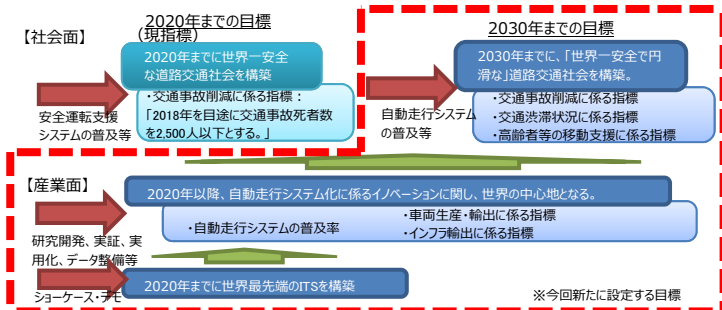
【自動車を巡る今後の構造変化】

- ハイブリッド・電気自動車化と並び、**自動走行化の大きなイノベーション**の流れ
- ビッグデータ化と、自動走行システムの**「頭脳」としてのデータ基盤**の発展
⇒自動走行システムと交通データ利活用を対象とした戦略を策定。



【官民ITS構想としての目標】

- 各目標(2030年)につき、**世界一の目標を設定する方針**（詳細は今後検討）
- **東京オリンピック・パラリンピック**を活用し、日本をイノベーションの中心地に



■ 戦略とロードマップ

【個別戦略方針の明確化】

- 事故死者削減に向けた3つの**短期的戦略**：情報提供型端末の普及等
- これまで不明確であった自動走行車に係る**自律型と協調型の統合戦略**
- 海外動向を踏まえた自動走行システムの**市場化期待時期の設定**
- 「頭脳」としてのデータ基盤や、従来の自動車以外からの発展も見据えた**研究開発・実証戦略**
- 自動走行システムの普及に先駆けた**社会受容面、制度面での戦略**
- 官民での共有、オープンデータ化を含む**交通データ利活用戦略**
- 横断的課題としての、東京オリンピックパラリンピック対応、国際連携、地域連携・市民参加に係る戦略

分類	市場化期待時期
情報提供型	市場化済み
レベル1：単独型	市場化済み
レベル2：システムの複合化	2010年代半ば～2017年
レベル3：システムの高度化	2020年代前半
レベル4：完全自動走行	2020年代後半以降（今後見直し）

【ロードマップと実行体制】

- 上記戦略方針を踏まえ、**官だけでなく、民の取組も含め**、連携して左記目標を達成するためのロードマップを策定（別紙参照）
- **総合科学技術・イノベーション会議SIPにおける研究開発計画と完全に整合化**。
- 2030年を見据えつつ、当面行うべき取組を中心に記載。2014年度に行うべき課題の明確化。**PDCAサイクルによる毎年の見直し**
- これらの課題検討のため**官民連携推進母体**の設置

3. まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるIT利活用の位置づけ①

【総合戦略(抜粋)】

(オ) ICT等の利活用による地域の活性化

地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因である。地域産業の生産性向上やイノベーションの創出により、地域の活性化を図っていく上で、ICTが有効なツールとなる。ICTの活用により、地域のサービス水準の維持・向上や柔軟な就労環境の整備が可能となるとともに、こうした課題解決にICTを活用する過程で、イノベーションとそれに伴う新産業の創出も期待される。

また、このためには、有線・無線のブロードバンドの整備とその利活用の推進が不可欠であるが、ブロードバンドが未整備、又は、ブロードバンドが整備されているが、その利活用が進まない地域が依然として多数存在している。

そのため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を活かしたイノベーションや新産業の創出を可能とするICTの一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業など幅広い分野で推進する。特に、中山間地域や離島等においてあまねく良質な医療を効果的・効率的に提供してゆくための選択肢を増やすため、遠隔医療の推進と効果的な活用を図る。また、遠隔教育等の教育におけるICTの活用を推進する。さらに、地域においても、このようなICTの恩恵を十分に享受することができるよう、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進することが必要である。

さらに、地域の産業基盤の強化に資するよう、異常気象や気候変動に関するデータの利活用を進める仕組みを構築する。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

■週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー(2020年目標)：全労働者の10%以上(2013年度4.5%)。

また、国家公務員のテレワーク比率についても、政府全体として、上記目標と遜色ないレベルを目指す

■テレワーク導入企業数(2020年目標)：2012年度比3倍(2012年度11.5%)

■放送コンテンツ関連海外市場売上高を2010年度(66.3億円)の3倍超に増加

3. まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるIT利活用の位置づけ②

【総合戦略アクションプラン(抜粋)】

「ICT等の利活用による地域の活性化」について

●現在の課題

- 地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因となっている。地域産業の生産性向上やイノベーションの創出により、地域産業の活性化を図っていく上でICTが有効なツールである。
- ICTの活用により、地域のサービス水準の維持・向上や柔軟な就労環境の整備が可能である。こうした課題解決にICTを活用する過程で、イノベーションとそれに伴う新産業の創出も期待される。(略)

●必要な対応

- 距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を活かしたイノベーションや新産業の創出を可能とするICTの一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業など幅広い分野で推進する。特に、中山間地域や離島等においても良質な医療を効果的・効率的に提供していくため、遠隔医療の推進を図る。また、遠隔教育等の教育におけるICTの活用を推進する。(略)

●短期・中長期の工程表(一部抜粋)

	緊急的取組	27年度	28年度以降(5年後まで)
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTを活用した新たな街づくりの推進 ○各地域が保有しているコンテンツをその内外に向けて多様なメディアを通じて情報を発信するための実証実験を実施 ○地域経済活性化に資する放送コンテンツ等の海外展開を支援 ○公衆無線LAN環境等の整備 ○企業や雇用の地方への流れを促進するため、サテライトオフィスや遠隔雇用の環境等に応じたモデルケースの検証を行い、地方創生に資する新たなテレワークを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○イノベーションの核となるICTをはじめとした科学技術イノベーションを活かした、地域の課題解決に向けた取組を支援 ○地方における自治体や企業のICTを活かした取組の実際の導入を促進し、その効果を高めるため、利活用促進プラン(仮称)を策定 ○遠隔教育等教育におけるICTの活用を推進 ○公衆無線LAN、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進 ○地方都市等の活性化に資するテレワーク展開拠点等のサテライトオフィスの整備に向けたモデル実証を実施 ○バーチャルオフィス等の新たな就労形態の実現のための実証を実施 ○テレワークに対する助成措置について、サテライトオフィスを助成対象に追加 ○異常気象や気候変動に関するデータの利活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○イノベーションの核となるICTをはじめとした科学技術イノベーションを生かした、地域の課題解決に向けた取組支援の一層の推進 ○遠隔教育等教育におけるICTの活用を推進 ○公衆無線LAN、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進 ○実証結果を踏まえ、有識者、関係省庁により、地域の特性に応じたサテライトオフィスの普及に向けた支援 ○異常気象や気候変動に関するデータの利活用を進める仕組みの構築、データの提供開始

4. 今後の取り組み

- ◆IT総合戦略室において、今後、地方創生に向けたIT利活用促進プラン(仮称)の策定に向けた取組を進めるべく、現在検討中。
 - ✓IT利活用を推進するための規制改革などの「障壁」の解消についても検討。
 - ✓IT利活用(新技術の導入)を推進する起業家精神・リーダーシップ等を有する人材・専門家等の必要性についても検討。

- ◆本「近未来実証特区検討会」とも、密接に連携しながら、検討を進めていきたい。
 - ✓また、その成果については、同プランにも位置づけることによって、国全体への普及展開などへの反映も検討。